



## 平成 27 年成人式

### 目次

|                 |   |                 |    |
|-----------------|---|-----------------|----|
| トピックス.....      | 2 | くじらの博物館便り.....  | 8  |
| ごみの出し方について..... | 3 | お知らせ.....       | 10 |
| 議会報告.....       | 4 | 保健衛生関係行事予定..... | 12 |
| 住民福祉課便り.....    | 6 |                 |    |

## 平成 27 年消防出初式を行いました！

1月2日（金）、太地小学校グラウンドで「平成 27 年消防出初式」を行いました。

式典では、三軒町長が式辞を述べたあと、消防団活動に功績のあった団員の表彰や来賓の方々による祝辞があり、また、山下団長による昨年の活動報告や本年の消防団活動の指針を含む訓示が述べられ、団員一同の更なる結束及び組織力の向上を願い、新年の消防団活動のスタートをきりました。

式典終了後は、東の浜ふれあい広場まで分列行進を行い、その後各分団による一斉放水を行いました。



式辞を述べる三軒町長



各分団による一斉放水

## 平成 27 年成人式を行いました！

平成 27 年 1 月 3 日（土）、太地町公民館で「平成 27 年成人式」が行われました。

今年は、男子 13 名、女子 11 名の計 24 名が出席し、旧友との久しぶりの再会に会場は大いにぎわっていました。

式典では、三軒町長、宇佐川教育長が祝辞を述べ、新成人の新たな門出を祝した、新成人を代表して大石彩日香さんが謝辞を述べ、感謝の気持ちと新成人としての抱負を語りました。



新成人に対し祝辞を述べる三軒町長



謝辞を述べている大石彩日香さん



## 太地町でのごみの出し方が変わります。

太地町役場住民福祉課

住民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

### ◎新しいごみの出し方

太地町におけるごみの出し方が、次のとおり大きく変わります。

「透明や半透明など、中に何が入っているか見えるもの」でないと、ごみを出せなくなります。  
袋の大きさも、「約 80cm・ヨ 65cm・容量 45 ㍓」以下のものを使ってください。

◎ごみ出しに使える袋について ⇒ 町の指定の範囲内であれば、レジ袋なども使うことができます。

- ・ 町が指定するのは、「中に何が入っているか見えること、大きさが上記の範囲内であること」です。
- ・ この条件に合う袋であれば、各小売店等でもらえるレジ袋なども使うことができます。（下の写真）



※上の写真のように、小売店等でもらえる半透明レジ袋を使って、ごみを出すことができます。

※粗大ごみのような袋に入らない大きいごみは、今までのように出すことができます。

◎ごみ出しに使えないもの ⇒ 中が見えないもの、指定の大きさを超えるものは使えません。

ごみ出しに使えなくなる袋の例は、以下のとおりです。

（例）黒いごみ袋、乳白色（白色）のレジ袋を使うなど、中身が見えない袋でごみを出す。

（例）容量が 70 ㍓・90 ㍓のような、45 ㍓より大きい袋でごみを出す。



※上の写真は、乳白色（白色）のレジ袋に、ごみを入れて出していますが、このように、中が見えにくく、何がごみとして出されているか分からないときは回収できません。

※右の写真のような黒いごみ袋は、中が見えなくなるので、使えません。

※濃い色の袋・紙袋・布製の袋も、黒いごみ袋と同じように、中が見えなくなるので使えません。

◎中身が見えればよいので、袋等の口を閉めず、開けておいてごみを出す。⇒絶対にやめて下さい。

※袋や箱の口を開けたままごみを出すと、ごみの液汁が垂れたり、臭いが発生したり、中身が散乱する危険があります。ごみ収集場所の周辺に住む皆さんの生活に重大な悪影響が発生します。絶対にやめて下さい。

# 議 会 報 告

## 平成 26 年第 4 回太地町議会定例会

平成 26 年第 4 回太地町議会定例会が、12 月 17 日に開会しました。

今定例会には町長から、承認の件 1 件、人事案件 1 件、財産の取得 1 件、規約の変更 1 件、条例の一部改正 5 件、補正予算 4 件が提出され、審議されました。

また、議員から意見書 3 件が提出されました。

一般質問では、3 名の質問が行われ、町政一般について町の考えを問われました。

### 専決処分の承認

※平成 26 年度太地町一般会計補正予算(第 4 号)  
【承認】

### 人権擁護委員候補者の推薦

※向 井 ゆみ子 氏【同意】

### 財産の取得

【賛成多数で可決】

### 規約の変更

※和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更【可決】

### 条例の一部を改正する条例

※太地町税条例の一部を改正する条例【可決】  
※職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例【可決】  
※太地町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【可決】  
※太地町国民健康保険条例の一部を改正する条

例【可決】

※太地町公共下水道条例の一部を改正する条例  
【可決】

### 補正予算

※平成 26 年度太地町一般会計補正予算(第 5 号)  
【賛成多数で可決】  
※平成 26 年度特別会計太地町介護保険事業補正予算(第 2 号)【可決】  
※平成 26 年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算(第 2 号)【可決】  
※平成 26 年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算(第 2 号)【可決】

### 意見書

※ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)  
※道路予算の確保を求める意見書(案)  
※「農協改革」に関する意見書(案)

### 一般質問

※水 野 隆 司 氏

1 政治倫理と政治手法について

- ①町長に政治倫理についての所見を求める
- ②町政の重要課題が会議録に残らない前段階で決着する政治手法についての所見を求める。
- ③議会報(議会だより)がない町政についての所見を求める。

2 森浦湾くじらの海構想について

- ①総事業費と運営費について
- ②実質町負担額について
- ③南海トラフ巨大地震・津波被害想定額とくじら牧場・くじらの博物館及び関連施設の災害復旧費について
- ④就業者・観光客等の防災対応について

### 3 施設事業予定と計画について

- ① 予定・計画している総事業費 1 億円以上の事業について確認する。
- ② 優先順位と期限を尋ねる。
- ③ 実質町負担金額と町債発行予定額について
- ④ 総額予算について
- ⑤ 借入れ金額・過疎債発行等借金総額について
- ⑥ 将来の町財政シュミレーション公表について
- ⑦ 財政再生団体に転落する可能性について
- ⑧ 次世代町民への借金に対する考え方について

### 4 旧施設等の利活用について

- ① 旧南紀園、旧グリーンピア等未利用地計画について
- ② 棚（なぎ）の利用計画について
- ③ 白鯨民営化進捗状況とその後の周辺地域に対する配慮について

### 5 全国小中学校学力テストについて

- ① 内容の公表予定について（非公表の理由について）
- ② 保護者・地域住民への説明責任について
- ③ 学習状況の分析と改善内容及び実施状況について

### 6 南海トラフ巨大地震から命を守る施策について

- ① 津波ハザードマップ避難困難地域の現状と解消施策実施状況及び今後の計画について
- ② 震災での停電対応について
- ③ 震災後の終末処理場計画とトイレ利用下水対応の復旧までの見通しについて
- ④ 被災後住居困難世帯の生活場所の確保について

- ⑤ 生活に必要なインフラ設備の復旧費用と町財政のシュミレーションについて
- ⑥ 北海道・新潟・神戸・東日本等震災後の自治体財政対応の検証について

#### ※ 漁 野 尚 登 氏

##### 1 国民宿舎「白鯨」について

- ① 白鯨売却の進捗について

##### 2 くじらの博物館について

- ① 運営について

##### 3 旧グリーンピア南紀について

- ① 運営について

##### 4 財産（熊野の宿棚）の取得について

- ① 運営について

##### 5 道の駅について

- ① 運営について

##### 6 防災について

- ① 太地町の防災について

#### ※ 花 村 計 氏

##### 1 白馬村との災害協定について

長野県神城断層地震において

- ① 人員派遣までの経緯と結果
- ② 協定運営の今後の改善点について
- ③ 太地町の防災に活かせる教訓について

##### 2 持続可能な町創りのための南海トラフ巨大地震対策について

- ① 太地町の被害想定発表について
- ② 発表後の新たな対策について
- ③ 住民への啓発活動について



# 住民福祉課便り

## ノロウイルスを予防しよう

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、一年を通して発生していますが、特に冬季に流行します。ノロウイルスについてはワクチンがなく、治療は対症療法に限られます。

### ◎ノロウイルスの特徴

- ① 多く発生する時期 : 11月～2月
- ② 潜伏期間 : 感染から発症まで24～48時間
- ③ 主な症状 : 吐き気、おう吐、下痢、腹痛、微熱が1～2日続く



### ◎感染経路

|         |                                                                                                           |        |                                                                                                |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食品からの感染 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染した人が調理などをして汚染された食品</li> <li>● ウイルスの蓄積した、加熱不十分な二枚貝など</li> </ul> | 人からの感染 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 患者の便やおう吐物からの二次感染</li> <li>◆ 飛沫(ひまつ)などによる感染</li> </ul> |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|

### ◎予防のポイント

- ① 健康管理 : 症状があるときは食品を直接取り扱う作業をしない。
- ② 手洗い :
  - トイレに行ったあと、調理前など
  - 汚れの残りやすいところ(爪の間、指の間、親指周り、手首)を丁寧に洗う
- ③ 消毒 : 塩素系漂白剤を水に薄めて「消毒液」※を作り、食器やドアノブ、カーテン等のよくさわる所、衣類等を消毒する。



※消毒液の作り方 … 水をいっぱい入れた2リットルのペットボトルに、塩素系漂白剤をペットボトルのフタ2杯分混ぜ合わせます。

- ④ 加熱 : 食材は中心部まで十分に加熱する。食品の中心温度85～90℃で90秒以上加熱する。

## ～国民健康保険にご加入の皆さまへ～

## 高額療養費制度の自己負担限度額が変わりました(平成27年1月～)

制度改正により平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担額が次のとおり変更になりました。所得要件が細分化されたことにより、以前よりも所得に応じた医療費の負担軽減が行われるようになりました。なお、70～74歳の方の自己負担限度額に変更はありません。

| 所得区分 |                           | ひと月あたりの自己負担限度額                     | 多数該当      |
|------|---------------------------|------------------------------------|-----------|
| (ア)  | 年間所得 901 万円超の方            | 252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% | 140,100 円 |
| (イ)  | 年間所得 600 万円超 ～ 901 万円以下の方 | 167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% | 93,000 円  |
| (ウ)  | 年間所得 210 万円超 ～ 600 万円以下の方 | 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%  | 44,400 円  |
| (エ)  | 年間所得 210 万円以下の方           | 57,600 円                           | 44,400 円  |
| (オ)  | 住民税非課税の方                  | 35,400 円                           | 24,600 円  |

※ここでの「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない)のことを指します。

「多数該当」とは、高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から自己負担限度額が軽減されます。



# 男の人の料理教室を開催しました

昨年12月12日に公民館にて、「平成26年度第3回男の人の料理教室」を開催しました。今回は男性6名が参加され、協力しあいながら豆腐のうま煮や精進なますなど具だくさんの料理に挑戦しました。

次回は3月中旬頃を予定しています。日程が決まりましたら回覧等にて参加募集のお知らせをいたします。料理が苦手な男性、初めての男性も大歓迎です。多くの方のご参加お待ちしております。

## 【今回のメニュー】

- ・豆腐のうま煮
- ・つみれ汁
- ・精進なます
- ・大学いも



参加者の皆さんには、自宅でご活用いただけるレシピをお渡ししています。  
(カロリー等の栄養素も記載しています)

## 地域で防ぐ高齢者虐待

平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。虐待は、決して特別な人や特別な環境によってのみ起こるものではありません、誰もが直面するかもしれない問題です。虐待の予防、早期発見のために「高齢者虐待」について理解を深めましょう。

### 高齢者虐待のサイン

#### ■高齢者の状況から見えるサイン

- ・身体に小さな傷やあざが頻繁に見られる。
- ・寝具や衣服が汚れたままの状態が多くなる。
- ・おびえる、わめく、泣く、さけぶ等の状態が見られる。
- ・年金や財産があり、お金に困っているはずがないのにお金がないと訴える。
- ・急激な体重の減少、脱水、栄養失調などの状態にある。

など

#### ■養護者（家族）の状況から見えるサイン

- ・医師や介護サービスの担当者に会いたがらない。
- ・高齢者に対する冷淡な態度や無関心さが見られる。
- ・介護に疲れが感じられ、追い詰められている様子がある。

など

#### ■生活から見える虐待のサイン

- ・怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音がある。
- ・居室が極端に不衛生な状態である。
- ・電気・ガス・水道などが止められている。
- ・高齢者が長時間、あるいは不自然な時間に家の外で過ごしている。

など

### 養護者（家族）への理解

皆さんのまわりに、一人で介護を抱え悩んでいる人はいませんか？「高齢者が被害者」「養護者（家族）が加害者」と一方的に決めつけるのは避けなければなりません。養護者（家族）こそが支援を必要している場合があります。高齢者だけでなく、養護者や家族全体を支援の対象者としてとらえることが必要です。

### 認知症の正しい理解を深めましょう

虐待を受けている高齢者の多くは、認知症があるといわれています。認知症について正しく理解し、認知症を抱える高齢者と養護者（家族）を見守り、支えていく地域づくりを進めることが大切です。

### 高齢者・養護者（家族）を孤立させない地域づくり

高齢者や養護者（家族）が地域で孤立していることが、虐待を引き起こし、発見を遅らせる大きな原因です。日頃からの地域での声かけや支え合いが虐待を未然に防ぐことにつながります。



### 虐待かもしれない？と思ったら・・・

高齢者虐待防止法では、虐待に気づいた人は市町村に通報義務があることが定められています。虐待はより早く発見し、支援することが大切です。通報や相談を受ければ、住民福祉課や地域包括支援センターが中心となって、ただちに高齢者および養護者の支援を行います。

上記のような虐待のサインに気づいたときは、右記の相談窓口にお知らせください。

※通報者の方の個人情報 は 固く守られます。

#### 相談窓口

太地町地域包括支援センター

（住民福祉課内） ☎59-2335



## 青海島の鯨墓

### Whale Tomb in Kayoi

山口県長門市青海島の通浦にある向岸寺にはクジラの位牌と過去帳があり、クジラの成仏を願う法要である鯨回向が、今も毎年4月下旬に行われています。この鯨回向を延宝7年(1679)に始めたのは、第五世住職の讃誉上人でした。上人が元禄5年(1692)に建てた観音堂の側に、通浦の3名の鯨組網頭たちが鯨墓を建立しました。墓には、江戸から明治にかけて捕獲されたクジラの中から見つかった70数体のクジラの胎児が埋葬されています。

鯨墓正面には、大きく南無阿弥陀仏の文字が刻まれており、その下に「業尽有情」「雖放不生」「故宿人天」「同証仏果」とあります。その下には大きな蓮の花が浮彫で表現されています。「業尽有情」「雖放不生」「故宿人天」「同証仏果」の四句は、「諏訪の勘文」あるいは「諏訪のはらえ」と呼ばれている言葉です。「諏訪」とは、長野県の諏訪湖畔に鎮座する諏訪大明神のことです。



青海島鯨墓

「業尽有情」(前世の因縁で宿業の尽きた生物は)

「雖放不生」(放ってやっても長くは生きられない定めにある)

「故宿人天」(したがって人間の身に入って死んでこそ)

「同証仏果」(人と同化して成仏することができる)

— 諏訪大社鹿食免鹿食箸解説より引用

たとえば那智大社がそうであったように、明治元年の神仏分離令までは、諏訪大社も仏と神への信仰が複雑に混じりあった神仏習合の宗教世界のなかにありました。仏教が殺生を戒める一方で、諏訪大明神は、殺された動物が人に食べられて人の一部となり、その人が成仏することで動物もまた成仏できると説いているのです。

「諏訪の勘文」は、狩猟を生業とする人々の間で広く知られていたようです。古い資料としては南北朝時代に編集された『神道集』の「諏訪縁起事」のなかに見ることができます。同じような話は、鎌倉時代に編集された『古今著聞集』のなかにもあります。ある人がハマグリを憐れに思い、買い取って海に戻したところ、夢のなかにハマグリが現れ、せつかく畜生道から抜け出る機会を得たのに、また元のハマグリに戻って苦しまなければならないと悲しいと訴えたというものです。

浄土に往生する人は、蓮の花の中に生まれ出ると考えられています。もちろん鯨墓の浮彫の蓮の花には、クジラの極楽往生を願う気持ちが込められているのでしょう。





## クジラとハレの日

2015年も明けて1か月が経ちました。昨月は、おいしいおせち料理とお雑煮で新年を迎えられましたでしょうか？

新年を迎えるにあたって準備される正月料理は、「ハレの日」(祭礼や年中行事などの特別な日)の料理として代表的なものです。この中には、「ゲンをかつぐ」食材が多く利用されていますが、縁起物としてクジラを取り入れる地方があります。有名なものとしては、青森県・八戸市の「くじら雑煮」や、北海道・道南地方の「くじら汁」。前者のお雑煮には根菜類とクジラの皮部分・角もちを使います。また、北海道・道南では「塩蔵クジラの脂身を短冊形に切り、湯どうして脂や塩を抜き、大根、ニンジン、ゴボウ、フキ、ネギなどの野菜と一緒に醤油味のけんちん汁風に仕立てたもの」※1が正月の定番料理として食べられています。これらの食慣習には、様々な背景があると思われます。例えば北海道道南地方では、かつてクジラは豊漁をもたらすものとして漁獲が禁止されていたのですが、寄りクジラを塩蔵し、食材として使用していました。また、地域によるとと思いますが、日本海側や山間部などのうち、捕鯨地から遠い場所では、かつては赤身部分よりも、保存のききやすい塩蔵した皮部分が流通していたようです。

他にも「ハレの日」にクジラを食べる地域は多く、山口県でも、地域によっては「節分に大きいものを食べるとよい」※2と言い、クジラの赤身を食べる慣習があるようです。太地町では、クジラは身近な食材でもありますが、飛鳥神社の例大祭で儀礼食としても利用される「ハレの日」の食材としての側面も持ち合わせていますね。ハレの日の食事は、家族の健康や故郷の繁栄を願い、「食べる」という行為を通じて食材からパワーを頂こうとする「祈り」の食事です。節分やひなまつりなどの祭礼が続くこれからのシーズン、その時期時期に食べる「特別な料理」に、ぜひ興味を持ち、思いをはせてみてはいかがでしょうか？

### <参考及び引用>

八戸市の「くじら雑煮」は、[http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1101/spe2\\_02.html](http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1101/spe2_02.html)参照

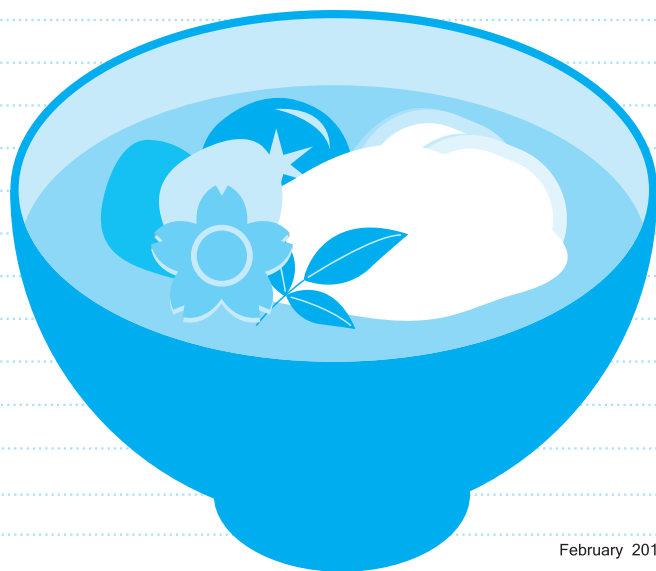
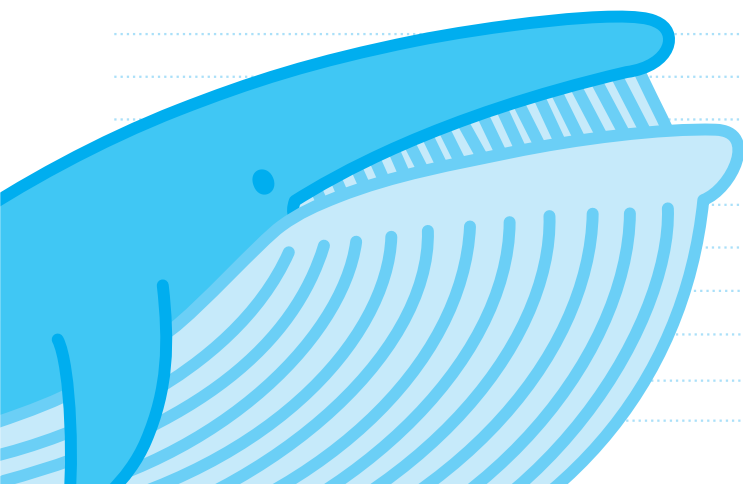
北海道・道南地方、山口県の事例については児島孝夫編「クジラと日本人の物語」

167ページ～168ページ、150ページ参照

※1は、前掲書167ページより引用

※2は、前掲書150ページより引用

谷川健一責任編集「鯨・イルカの民俗」378ページ参考



## 長野県白馬村地震災害への義援金について

平成 26 年 11 月 22 日（土）に発生した長野県神城断層地震では、当町の姉妹都市である長野県白馬村が甚大な被害を受けました。被災された方々には心からお見舞い申し上げますとともに、復興にご尽力されている皆様には安全に留意されご活躍されることをお祈りいたします。

当町では、引き続き白馬村への義援金を募集しております。義援金箱を太地町役場、太地町社会福祉協議会（多目的センター）、及び太地町漁業協同組合に設置しておりますので、町民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

### 【お問い合わせ】

太地町役場 総務課

電話：0735-59-2335

## お知らせ

太地いきいき  
情報コーナー

### 行政なんでも相談所

#### ●行政相談とは●

国・県・市町村の仕事について「どうなっているんだろう」「納得できない」といった皆さまからの意見・苦情をお聞きし、問題の解決に努める役割をしています。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

日時：2月18日（水） 午前10時～11時30分

場所：太地町公民館2階 視聴覚室

相談委員：長尾 宝代 行政相談委員

お問い合わせ：太地町役場 総務課（電話：0735-59-2335）

### 日曜・無料 遺言公証法律相談のお知らせ

- ◇とき 平成 27 年 2 月 15 日（第 3 日曜日）
- ◇ところ 新宮公証役場
- ◇相談員 公証人 中村 司（和歌山地方法務局所属）
- ◇相談内容 遺言、相続、任意後見（高齢者財産管理）、離婚問題（子の養育費、慰謝料、財産分与年金分割）、土地建物の賃貸借、金銭の貸借債務弁済、売買、贈与、その他の大切な契約、尊厳死宣言、会社定款など
- ◇予約 電話で予約してください。
- ◇その他 平日（月曜～金曜）の相談もご利用ください。相談はすべて無料（秘密厳守）です。
- ◇問合わせ 新宮公証役場 電話 0735-21-2344

### 放送大学4月生募集のお知らせ

放送大学は、平成 27 年度第 1 学期（4 月入学）の学生を募集しています。

放送大学はテレビ等の放送やインターネットを通して授業を行う通信制の大学です。

入学試験はありません。文学から科学まで幅広い分野を学べます。

出願期間は 3 月 20 日まで。（インターネット出願も受け付けています。）資料のお取り寄せは無料です。

お気軽に放送大学和歌山学習センター（☎ 073-431-0360）までご請求ください。放送大学ホームページでも受け付けております。

## 日本全国の小学生のための国際交流／野外活動体験プログラム 第 39 回ちびっこ探検学校ヨロン島 参加者募集

- ◇期 間 平成 27 年 3 月 27 日（金）～4 月 2 日（木） 6 泊 7 日  
 ※奄美諸島・現地（ヨロン島）から参加の方は 3 月 28 日（土）～4 月 1 日（水）
- ◇場 所 鹿児島県大島郡与論町
- ◇定 員 日本人小学生 200 名 在日外国人小学生 100 名（小学 2 年生～6 年生：平成 27 年 2 月末現在）
- ◇締切り 平成 27 年 3 月 5 日（木）（申込み先着順）
- ◇資料請求・お申込み・お問い合わせ  
 公益財団法人国際青少年研修協会  
 （〒141－0031 東京都品川区西五反田 7－15－4 第三花田ビル 4 階）  
 電話 03－6417－9721 FAX 03－6417－9724  
 E-mail：info@kskk.or.jp ホームページ：http://www.kskk.or.jp

### 防災ラジオの貸し出しについて

太地町では、災害時の緊急情報や避難情報など、町民の皆さんの安全を守り、大切な情報をお届けするために、防災行政無線（町内放送）を受信できる機能を持った「防災ラジオ」を貸し出しています。

◇対象 太地町全世帯

◇無償貸し出し・随時受付・その場で受け取り可能

お申込みは太地町役場総務課

（電話：0735－59－2335）へお願いします。

申込書は役場にごございますので、お申込みの際は印鑑をご持参ください。

町内放送が聴きやすく、  
災害時にも便利です！



太地町防災ラジオ

なお、お申込みや受け取りが困難な方は、お気軽に役場総務課までご連絡ください。

### 太地町消防団員募集

次のとおり団員を募集します。

#### ●活動内容

町内で発生した水火災等の災害時に防御や救助作業を行います。また、毎月 25 日に消防演習を実施し、放水、器具点検、礼式訓練等を行い、水火災の予防及び警戒心の喚起に努めています。

#### ●主な行事

|     |                  |      |        |
|-----|------------------|------|--------|
| 毎月  | 消防演習（8 月、10 月除く） | 10 月 | 祭典行事警戒 |
| 4 月 | 辞令交付式            | 12 月 | 年末警戒   |
| 8 月 | 花火大会及び柱松警戒       | 1 月  | 消防出初式  |

当町に居住する満 18 歳以上の方で、消防団活動に真摯に取り組むことができる熱意のある方は下記までご連絡ください。

【太地町消防団事務局】

太地町役場総務課内消防団係

電話：0735－59－2335

大切なまち、守りたい人がいます。





## 《保健衛生関係 2 月行事予定》

### 子育て支援関係

| 月 日      | 事業名     | 時 間         | 場 所     |
|----------|---------|-------------|---------|
| 2月12日(木) | ちびっ子ひろば | 10:00～11:00 | ふれあいルーム |
| 2月19日(木) | ちびっ子ひろば |             |         |
| 2月26日(木) | ちびっ子ひろば |             |         |

### 健康相談

| 月 日      | 事業名          | 時 間         | 場 所     |
|----------|--------------|-------------|---------|
| 2月 4日(水) | 乳幼児健康相談      | 10:00～11:30 | 多目的センター |
| 2月 6日(金) | 成人健康相談(血圧測定) | 10:30～11:30 | 公民館     |
|          |              | 13:00～13:30 | 平見集会所   |
|          |              | 13:45～14:15 | 老人憩の家   |
|          |              | 14:30～15:00 | 東新集会所   |
| 2月23日(月) | 成人健康相談(血圧測定) | 15:00～15:30 | 森浦集会所   |

※成人健康相談(血圧測定) 14:30～15:00の開催場所は奇数月は寄水集会所、偶数月は東新集会所で行っておりますのでご注意ください。

### 健康教育

| 月 日      | 事業名    | 時 間         | 場 所   |
|----------|--------|-------------|-------|
| 2月 2日(月) | なかよし体操 | 13:30～15:00 | 東新集会所 |
| 2月16日(月) |        |             |       |
| 2月 9日(月) | なかよし体操 | 13:30～15:00 | 森浦集会所 |
| 2月23日(月) |        |             |       |

### 健診

| 月 日      | 事業名     | 時 間             | 場 所           |
|----------|---------|-----------------|---------------|
| 2月 5日(木) | 10か月児健診 | 13:00～13:10(受付) | 那智勝浦町福祉健康センター |
| 2月26日(木) | 4か月児健診  | 13:00～13:10(受付) | 那智勝浦町福祉健康センター |

## 一白馬からお便りー【姉妹都市「白馬村」コーナー】



### 〓 応急仮設住宅完成〓

昨年12月29日(月)より応急仮設住宅の入居が開始されました。応急仮設住宅は神城の飯森グラウンドにて12月8日に着工。着工から19日目の12月27日に完成しました。12月28日、29日、30日はボランティアが引越し作業を手伝いました。年内の完成・入居が間に合い、入居者は応急仮設住宅にて新年を迎えました。今後とも皆様と共に一日も早い白馬の復興を目指して対応してまいりますので、皆様のより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

住民基本台帳  
(平成26年12月末日現在)  
総人口 3,340人  
男 1,520人  
女 1,820人  
世帯数 1,650世帯  
(前月比: 総人口 6人増  
世帯数 1世帯増)

飼い犬・飼い猫のフンの後始末は  
飼い主が責任を持って行いましょう。  
また、飼い猫以外には餌を与えないでください。

役場 住民福祉課

